

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年6月28日

鳥取県知事 平井伸治

1 業務の概要

(1) 業務名

アルコール健康障害及びギャンブル等依存症普及啓発業務

(2) 業務内容

アルコール健康障害及びギャンブル等依存症普及啓発業務委託に係るプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の別添1「アルコール健康障害及びギャンブル等依存症普及啓発業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

(4) 予算額

金5,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

この公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加する資格を有する者は、単独事業者又は共同企業体とし、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 単独事業者に関する要件

ア 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）等を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

イ 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続き等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画の広告・広報及びイベント企画・運営のいずれにも登録されている者であること。

ウ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までのいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

オ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までのいずれの日においても会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 本プロポーザルに係る共同事業体の構成員でないこと。

キ 法人格を有していること。

(2) 共同事業体に関する要件

構成団体が共同して本件業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業体による参加を可とする。

ア 共同事業体の全ての構成員が次の競争入札参加資格のいずれかの業種区分に登録されていること、及びそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) イベント・広告・企画の広告・広報

(イ) イベント・広告・企画のイベント企画・運営

イ 各構成員は、上記(1)の要件ア、ウからオの要件を全て満たしていること。

ウ 各構成員が、本プロポーザルにおいて参加する単独事業者又は他の共同事業体の構成員でないこと。

3 評価方法

企画提案書等の評価は、アルコール健康障害及びギャンブル等依存症普及啓発業務委託プロポーザル審査会において、別添2「アルコール健康障害及びギャンブル等依存症普及啓発業務委託に係るプロポーザル審査要領」(以下「審査要領」という。)に基づき行う。

(1) あらかじめ提出された企画提案書、提案者からのプレゼンテーション及び質疑応答を受けて、各審査委員が審査要領に定められた評価基準に基づき審査項目を個別に評価採点し、その点数を合計する方法により、最高得点を得た者から順位を付けるものとする。また同時に順位点の方法(各審査委員の評価採点により付けられた順位をそのまま点数とし、その点数の合計の値の少ない方から提案者の順位を付ける方法)による採点を行うものとする。ただし、これらの方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先し、同点の提案者が複数となった場合には、見積書の金額等も考慮した上で、審査委員の合議により順位を決定する。

(2) 上記(1)により最も優れた順位を得た者を最優秀提案者として選定する。ただし、評価採点における審査員の合計得点が満点の6割以上であることを最低基準とし、最低基準に満たない場合は、再度プロポーザルを実施する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

4 手続き等

(1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 精神保健担当 山根

電話 0857-26-7862 / ファクシミリ 0857-26-8136

電子メール shougai-fukushi@pref.tottori.lg.jp

(2) 実施要領及び仕様書等の交付

実施要領及び仕様書等は、本県調達の公告日から同年7月26日(金)までの間にインターネットの鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課ホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/shougai-fukushi/>) から入手するとともに、希望者には、プロポーザル実施要領4のとおり直接交付する。

5 参加表明書等及び企画提案書の提出

(1) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、令和6年7月5日(金)までの日(日曜日、土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までに、実施要領4(1)に掲げる有効な提出書類を実施要領14の場所に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。郵送による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により提出期限までに必着のこととする。持参による場合を除き、14の場所に事前に電話連絡すること。

(2) 企画提案書の提出

上記（１）に掲げる有効な参加表明書等を提出期限までに提出した者であって、本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、令和６年７月２６日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する祝日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分までに実施要領６（１）に記載する企画提案書等を作成の上、実施要領１４の場所に持参又は郵送により提出すること。郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により提出期限までに必着のこととし、併せて１４の場所に事前に電話連絡すること。

6 企画提案のプレゼンテーションの実施

審査に当たり、審査委員に対してプレゼンテーションを行う。

- (1) 日時 令和６年８月（予定）
- (2) 場所 鳥取県庁内会議室（予定）
- (3) プレゼンテーション持ち時間 ２０分以内（厳守）
※プレゼンテーション終了後に、審査委員からの質問時間を１０分程度設ける。
- (4) その他
正式な開催日時、集合時間及び会議室等は、別途参加表明者に通知する。

7 契約の締結

３により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。

この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

協議が不調のときは、３により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

8 契約保証金

契約の相手方（以下「受注者」という）は、契約保証金として契約金額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和３９年鳥取県規則第１１号。以下「会計規則」という。）第１１３条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第１１２条第４項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

9 スケジュール

- | | |
|--------------|-----------------------|
| 令和６年６月２８日（金） | 募集開始 |
| 令和６年７月５日（金） | 参加表明書提出期限 |
| 令和６年７月１２日（金） | 質問の受付期限 |
| 令和６年７月２６日（金） | 企画提案書の提出締切り期限 |
| 令和６年８月 | （別途通知）審査会、審査結果通知→契約締結 |

10 その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。
 - ア ２の参加資格のない者から企画提案書が提出された場合。
 - イ 虚偽の記載がなされた企画提案書が提出された場合。
 - ウ ５（１）の参加表明書等の提出が提出期限までにない者から企画提案書が提出された場合及び提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合。
 - エ 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (2) 参加費用等

本プロポーザルへの参加に係る経費は参加者の負担とする。

(3) その他

ア 詳細は、実施要領による。

イ 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

(4) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団もしくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。